

三木町告示第 161 号

三木町老人ホーム入所判定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 23 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第 65 号

三木町老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による老人ホームへの入所措置の適正な実施を図るため、三木町老人ホーム入所判定委員会（以下「判定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 判定委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 老人ホームへの入所措置の要否の判定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、判定委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 判定委員会は、委員 4 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 医師代表
- (2) 老人福祉施設代表
- (3) 保健福祉事務所代表
- (4) 福祉介護課（地域包括支援センター）代表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 判定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 判定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 判定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 判定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 判定委員会の庶務は、福祉介護課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年7月1日から適用する。